



2025 年 5 月 14 日

各 位

会社名 ハリマ共和物産株式会社
代表者名 代表取締役社長 津田 信也
(コード：7444 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役経営管理本部長 柳内 成弘
(TEL 079-253-5217)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 6 月 27 日開催予定の第 58 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第 58 期定時株主総会での承認を前提として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025 年 6 月 27 日（予定）
定款変更の効力発生日	2025 年 6 月 27 日（予定）

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則 (機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> (単元未満株式についての権利の制限) 第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. <u>第 11 条</u>に定める請求をする権利 第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、<u>12 名</u>以内とする。 (新設) (取締役の選任) 第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。	第 1 章 総則 (機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u> (単元未満株式についての権利の制限) 第 9 条 (現行どおり) 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. <u>次条</u>に定める請求をする権利 第 4 章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u> (取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、<u>8 名</u>以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u> (取締役の選任) 第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) <u>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) 第22条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u> 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (新設)	2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (取締役の任期) 第21条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) 第22条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 <u>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u>
---	--

(新設) (新設) (取締役会の招集権者および議長) <u>第 24 条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。 (取締役会の決議の省略) <u>第 25 条</u> 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (新設) (取締役会規則) <u>第 26 条</u> 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 24 条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (取締役会の招集権者および議長) <u>第 25 条</u> (現行どおり) (取締役会の決議の省略) <u>第 26 条</u> 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>(取締役への委任)</u> <u>第 27 条</u> 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。 (取締役会規則) <u>第 28 条</u> (現行どおり)
--	---

(新設) (新設) (取締役の責任免除) <u>第 27 条</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 <u>第 5 章 監査役および監査役会</u> (監査役の員数) <u>第 28 条</u> 当社の監査役は、4 名以内とする。 (監査役の選任) <u>第 29 条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(監査等委員会規則) <u>第 29 条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。 (取締役の報酬等) <u>第 30 条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議で定める。 (取締役の責任免除) <u>第 31 条</u> (現行どおり) (削除) (削除) (削除)
---	--

<u>(監査役の任期)</u> 第 30 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(常勤監査役)</u> 第 31 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u> 第 32 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>(監査役会の招集権者)</u> 第 33 条 <u>監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u> <u>(監査役会規則)</u> 第 34 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u> <u>(監査役の責任免除)</u> 第 35 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)
---	---

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第37条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をする。

(中間配当金)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第39条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(新設)

第5章 計算

(事業年度)

第32条 (現行どおり)

(期末配当金)

第33条 (現行どおり)

(中間配当金)

第34条 (現行どおり)

(期末配当金等の除斥期間)

第35条 (現行どおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、第58期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。